

宇部市簡易包装推進協力店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制のため、簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している市内の小売業者を宇部市簡易包装推進協力店（以下「簡易包装協力店」という。）として登録し、その取り組みを広く周知することにより、販売業者及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物の減量化の一層の推進に資することを目的とする。

(簡易包装協力店)

第2条 簡易包装協力店は、次のいずれかの事項を実施している市内の小売業の店舗とする。

- (1) 過剰包装の防止に努めている。
- (2) 消費者に対し簡易包装への協力の声かけを実施している。
- (3) 仕入先に対し包装、梱包等の簡素化を図るよう働きかけている。
- (4) 従業員に対して、簡易包装についての社内教育を行い、意識の啓発を図っている。

(登録申込)

第3条 簡易包装協力店の登録を希望する店舗は、宇部市簡易包装推進協力店申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録等)

第4条 市長は、前条申込書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、簡易包装協力店として登録するとともに、当該申込書を提出した店舗に簡易包装推進協力店表示ステッカー（様式第2号）を交付するものとする。

(市による支援)

第5条 市長は、簡易包装協力店の名称、簡易包装推進に関する取組内容その他の事項についての広報を行うとともに、当該取組を支援するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、簡易包装協力店が事業を廃止し、若しくは休止したとき又は第2条に規定する要件を満たさないこととなったときその他簡易包装協力店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により簡易包装協力店の登録を取り消された店舗は、速やかに、第4条のステッカーを市長へ返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。